

令和7年度～令和8年度
河南二期農業水利事業

広渕沼旧機場撤去その他工事

特別仕様書

東北農政局河南二期農業水利事業所

第1章 総則

河南二期農業水利事業広渚沼旧機場撤去その他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、国土交通大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（以下「建築仕様書」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書」（以下「解体仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事概要

1. 目的

本工事は、河南二期土地改良事業計画に基づき、広渚沼旧機場の撤去等を行うものである。

2. 工事場所

宮城県石巻市広渚地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 機場本体工	
遊水池工	1 式
(2) 排水路工	
8号排水路	77.390 m
11号排水路	1 式
6号排水路流入工	1 式
(3) 場内整備工	
場内整備	1 式
(4) 上屋建築工	
電気設備工事	1 式
機械設備工事	1 式
(5) 既設機場撤去工	
旧柏木揚水機場	1 棟
旧広渚排水機場	1 棟
(6) 仮設工	1 式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 335 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

2. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

ア 騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

ア 本工事に交通誘導警備員の配置が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

なお、交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

(3) 防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、現地状況により、対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

3. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書第1編3-2-2一般事項1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を設置し、誘導指示を行わなければならない。

なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

(1) 進入路

本工事の進入にあたっては、石巻市道米ヶ崎3号道路及び石巻市道沼8号道路から進入する計画としている。なお、町道等への進入に関しては、一般車両及び歩行者等に十分留意し、安全確保に努めなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 工事用道路

図面に示す工事用道路の敷鉄板の敷設に当たっては、工事車両の通行に際し支障とならないよう、現地盤の凹凸を整形した後、敷設するものとする。

2. 仮廻し水路

(1) 仮設鋼矢板水路

ア 8号排水路（下流部）の施工に当たり、仮廻し水路及び仮締切工の位置、規模及び構造は、図面に示すとおりとする。

イ 仮設鋼矢板の引抜きは油圧圧入引抜機によるものとするが、地質その他の施工条件等により、工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 11号排水路仮締切工

ア 11号排水路の施工に当たり、仮廻し水路及び仮締切工の位置、規模及び構造は、図面に示すとおりとする。

イ 仮設鋼矢板の打設・引抜きは油圧圧入引抜機によるものとするが、地質その他の施工条件等により、工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

ウ 仮締切工の設置に当たっては、供用期間中に大型土のうの転倒、崩落等が生じないように、河床に堆積した土砂を撤去、整形した後、大型土のうの設置を行うものとする。

なお、使用する大型土のう及び土のうについては、仮置きヤードで製作を行った後、設置場所へ運搬し設置することとし、撤去後も仮置きヤードへ運搬した後、中詰め材の排土を行うものと考えている。

エ 工事期間中の排水路の流量は次のとおり想定している。

区 分	排水区分	排水量	備考
1 1号排水路 合流部	自然流下	1.033m ³ /s	

3. 遊水池仮締切工

- (1) 遊水池護岸の施工に当たり、仮締切工の位置、規模及び構造は、図面に示すとおりとする。
- (2) 仮締切工の設置に当たり、供用期間中に大型土のうの転倒、崩落等が生じないように、遊水池に堆積した土砂を撤去、整形した後、大型土のうの設置を行うものとする。
 なお、使用する大型土のう及び土のうについては、仮置きヤードで製作を行った後、設置場所へ運搬し設置することとし、撤去後も仮置きヤードへ運搬した後、中詰め材の排土を行うものと考えている。
- (3) 耐候性大型土のう袋体の製作にあたっては、中詰め材の管理、容積管理を実施し、品質を確保するものとする。
- (4) 袋体の設置は、生地を破損させないように注意して施工するものとする。また、袋体は千鳥配置を標準とする。
- (5) 袋体スプレーにて番号を書き込み、数量確認及び写真撮影を行うものとする。
- (6) 土のうによる締切では漏水等が処理しきれない場合は、締切工法を変更することがある。

4. 県道257号（河南登米線）仮廻し道路工

旧矢本幹線水路撤去工県道257号線横断部の施工時には、図面に基づき県道仮廻し工を設置するものとする。

また、県道257号（河南登米線）仮廻し道路工は、一般の通行に支障をきたさないよう、受注者の責任において維持管理をしなければならない。

5. 水替工

工事現場内における水替えの排水量は、次のとおり想定している。

区 分	排水区分	排水量（最大）	備考
遊水池施工時	作業時	6m ³ 未満/h	仮締切内
1 1号排水路施工時	〃	6m ³ 未満/h	〃

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別紙-2「工事用地等範囲図」に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 工事用地等の使用に当たっては、別紙-3「国営土地改良事業の工事施工に伴う土地の使用基準」に基づき使用しなければならない。
- (2) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者の確認を受けなければならない。
 なお、発注者が地権者に返還する際には、立会わなければならない。
- (3) 地権者及び地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- (4) 埋戻、盛土材及び工事用資材の一時仮置は、発注者が確保している工事用地等内に仮置をするものとする。

- (5) 工事用地は適正な管理の元整理整頓し、雑草等は刈取り、周辺圃場に悪影響を及ぼさないよう努めなければならない。

第7章 貸与する資料

本工事における施工計画立案の参考として、次の資料を貸与する。

(1) 資料名

- ・平成30年度 河南二期（一期）農業水利事業
広渕沼機場基本設計業務 報告書 一式
- ・令和元年度 河南二期（一期）農業水利事業
広渕沼機場実施設計業務 報告書 一式
- ・令和2年度 河南二期農業水利事業
広渕沼機場他用地測量調査業務 報告書 一式
- ・令和3年度 河南二期農業水利事業
広渕沼機場積算参考資料作成業務 報告書 一式
- ・令和4年度 河南二期農業水利事業
広渕沼機場補足設計業務 報告書 一式
- ・令和4年度 河南二期農業水利事業
広渕沼機場検討資料作成業務 報告書 一式

(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所 東北農政局河南二期農業水利事業所

(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

(1) 鉄筋コンクリート用棒鋼

D13～D16 SD295

D19～D32 SD345

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	均しコンクリート
無筋コンクリート	18	8	40	65以下	BB	均しコンクリート以外の 無筋コンクリート構造物
鉄筋コンクリート	21	12	25	55以下	BB	機場本体工事等の鉄筋 コンクリート構造物
鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	BB	笠コンクリート等の鉄筋 コンクリート構造物

※粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

(3) 鋼矢板

本工事において使用する鋼矢板（仮設を除く）は原則として SYW295 を用いるものとする。

(4) 大型連結ブロック

遊水池工及び 8 号排水路工で使用する大型連結ブロックは、製品間が金具で連結される構造で、次の品質を満たさなければならない。

名 称		規 格	適 用
コンクリート設計強度		18N/mm ² 以上	材令 28 日
1m ² 当りの製品重量		200kg/m ² 以上	
連結金具の品質	径	φ 8mm 以上	
	材質	次のいずれかに該当すること ・アルミニウム合金 ・ステンレス合金 ・アルミニウム合金メッキ塗布	

(5) 積ブロック

積ブロック A種 控 3 5 cm

(6) 樹脂類

水抜きパイプ 硬質塩化ビニル VP 管

アップリフター 塩化ビニル製 逆流防止付

(7) ダクタイル鋳鉄管

直管 JDP A G 1027、JGPA G 1053、JDP A G 1046

異形管 JIS G 5527

(8) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

(9) 大型土のう

大型土のう 耐候性大型どのおう（1 年対応）

「「耐候性大型土のう積層工法」設計・施工マニュアル」（財団法人土木研究センター 平成24年3月）P. 9解表-2. 1に示す性能を満足するものとする。

(10) シート材

土木シート ポリプロピレン製 980N/5cm

止水シート ブルーシート（ポリエチレン製）#3000

2. 見本又は資料提出

土木工事における主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

上屋建築工事においては、建築仕様書に基づくものとする。

材 料 名	提 出 物
鉄筋コンクリート用棒鋼	ミルシート
コンクリート	配合報告書
石材	品質証明書
コンクリート二次製品	試験成績書又はカタログ
セメント系固化材	試験成績書又はカタログ
鋼矢板	試験成績書又はカタログ
格子フェンス門扉工	試験成績書又はカタログ
大型門扉工	試験成績書又はカタログ
止水板	試験成績書又はカタログ
吸出防止材	試験成績書又はカタログ
目地材	試験成績書又はカタログ

材 料 名	提 出 物
アスファルト混合物	配合報告書
アスファルト乳剤	試験成績書
ダウエルバー	試験成績書又はカタログ
大型土のう	試験成績書又はカタログ
水膨張性止水ゴム	試験成績書又はカタログ
埋設表示テープ	試験成績書又カタログ
樹脂アンカー	カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

本工事における次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、工事材料の受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

上屋建築工事においては、建築仕様書に基づくものとする。

材 料 名	検査・試験項目	実施時期	備 考
大型連結ブロック	外観、寸法	現場搬入時	

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について、協議するものとする。

資 材 名	規格	調達地域
再生クラッシャーラン	RC-40	石巻市
仮設材（鋼矢板）	Ⅲ型	仙台市
仮設材（敷鉄板）	厚22mm	仙台市
仮設材（H形鋼）	350×350×12×19	仙台市

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する購入土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）の写しを監督職員に提出しなければならない。

第10章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事で使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 中間技術検査

ア 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。

イ 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。

ウ 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。

エ 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。

オ 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(3) 舗装切断に伴う排水処理等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正処理するものとする。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(20)	県道、市道表層工
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	機場内表層工
再生As安定処理		県道、市道上層路盤工
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎材、路盤材

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社) 日本道路協会発行) 等を遵守する。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する現場発生材を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
鉄筋コンクリート殻	(株)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字 荻窪 33	8:00~17:00	再生資源化 施設業者
無筋コンクリート殻	(株)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字 荻窪 33	8:00~17:00	再生資源化 施設業者
アスファルト殻	(株)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字 荻窪 33	8:00~17:00	再生資源化 施設業者
廃プラスチック (土木シート)	(株)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字 荻窪 33	8:00~17:00	再生資源化 施設業者
廃プラスチック (土木シート除く)	(株)木村土建 エコランドキムラ	東松島市大塩字 荻窪 33	8:00~17:00	再生資源化 施設業者
木くず	(株)サンクリーン 工業	石巻市北境字構 堀 1-1	8:00~17:00	再生資源化 施設業者
アスベスト	矢本クリーンセン ター(株)	東松島市大塩字 天神堂 1-1	8:00~17:00	最終処分場

4. 特定建設資材の分類解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

(1) 土木工事

工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 建築工事

工程毎の作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

5. 土工

(1) 掘削

ア 表土剥ぎ

借地範囲のうち耕地については表土を剥ぎ取りを行い、耕地内に集積し、仮置きするものとする。耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、30cm 程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂や異物が混入しないようにしなければならない。なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

イ 掘削

- (ア) 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- (イ) 埋戻し及び盛土に流用する材料を仮置きする場合は、雑物混入及び、流亡防止等、適正に管理しなければならない。
- (ウ) 掘削に当たっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。
- (エ) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻し及び盛土

ア 構造物周辺の埋戻し

- (ア) 埋戻し及び盛り土は、一層の仕上がりが必要となるようにまき出しするものとし、締固め度 85%以上となるよう締め固めなければならない。
- (イ) 埋戻し及び盛土に現場発生土を使用することとしているが、事前に締固めを試験を実施し、試験施工結果に基づいて、所要の締固め度となるよう施工しなければならない。また、土質等の要因により、施工が困難と判断される場合、土質改良、捨土等の対応を監督職員と協議しなければならない。

イ 管水路の埋戻し（用水送水路工及び旧矢本幹線用水路復旧工に適用）

- (ア) 管頂上 60 cm までの埋戻しは、一層の仕上がりが必要となるように管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1 t 以下（管頂 30 cm まではコンパクタ・ランマ等）の締固め機械により、締固め度 85%以上となるよう締め固めなければならない。
- (イ) 管頂 60 cm 以上の埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、締固め度 85%以上となるよう締め固めなければならない。

(3) 土工計画

掘削土、盛土等については、時期、量、状態により土工計画を作成し、施工、仮置き、残土処理を明確にしなければならない。また、土工計画に変更があった場合にはその都度、監督職員と協議するものとする。

6. 大型連結ブロック張工

- (1) ブロックの施工に当たっては、事前に割り付図を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) ブロックの据付に当たっては、製品に損傷を与えないよう注意するものとする。
- (3) 吸出し防止材は、基面の不陸を整形した後、入念に施工するものとする。また、重ね代は10cm以上とする。
- (4) ブロック張の施工上、法高さの調整、屈曲部、隅部の取付等で規格のブロックの使用が不適当な場合は監督職員の承諾を得て、現場打コンクリートで施工するものとする。

7. ブロック積工

- (1) ブロックの施工に当たっては、事前に展開図を作成し、提出するものとし、調整コンクリート等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) ブロックの据付に当たっては、製品に損傷を与えないよう注意するものとする。
- (3) 裏込めコンクリート及び天端コンクリートの打ち込み後は、適切な方法により養生を行うものとする。
- (4) 裏込め材については、入念に締固めを行うものとする。
- (5) 水抜き孔は、硬質ポリ塩化ビニル管を3㎡に1箇所の割合で設置しなければならない。ただし、湧水が多い場合には水抜き工の割合を変更する場合がある。

8. 既設構造物撤去工（既設機場、8号排水路、11号排水路、既設管、旧柏木揚水機場、機械設備、旧広渕沼排水機場）

- (1) 既設構造物取壊数量は、撤去前に現地にて計測確認を行い監督職員に報告するものとし、契約数量と差異がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に飛散、流出等することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。
- (3) 本工事で発生した撤去材（有価材）は別途売払いする計画であることから、発生した重量を計測し、監督職員に発生材報告書を提出するものとする。集積場所は次のとおりである
集積場所：大曲排水機場敷地内（宮城県東松島市大曲字道下地内）
有価材：ポンプ設備、ポンプ配管、鋼製付属設備、ゲート設備等
- (4) 撤去材（有価材）は、本工事及び施設の維持管理の支障とならない位置に整然と集積するものとするが、受入能力が不足した場合は、監督職員と協議しなければならない。

9. 舗装工

(1) 路盤工

ア 路盤工は、厚さが上層においては15cm、下層においては20cmを超える場合は2回に分けて施工しなければならない。

イ 路盤工の品質は、「土木工事施工管理基準 別表第3 品質管理 道路工 (2) 下層路盤工、(3) 粒度調整路盤工」に基づき管理しなければならない。規格値は「(参考)規格値」を適用する。

(2) 舗装工

ア アスファルト舗設工

(ア) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK3）126リットル/100㎡以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。

(イ) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

10. 区画線工

区画線の施工に当たっては、事前に道路面を十分に清掃した後、施工するものとする。

11. 場内整備工

(1) 一般事項

ア 場内舗装及びフェンス設置は、盛土が十分に安定したことを確認して施工するものとする。

イ 排水側溝、電源ケーブル、水道管、排水管、油送管等の場内埋設構造物は、後発の関連工事の支障とならないことを確認し施工しなければならない。

12. 既設機场上屋撤去工

(1) 解体にあたっては、施工計画書の手順に従って進めるものとする。また、施工計画と相違する点を発見した場合又は予見した場合は、工事を一時中断し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(2) 解体工法は、次のア及びイによるものとするが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

ア 柏木揚水機場の基礎杭の撤去は、下部工後、土砂を埋戻し足場を盛土を行い、ケーシングの抱え込みによる撤去を考えている。

イ 広渕排水機場の木杭の撤去は、下部工の撤去と併せて、バックホウによる引抜による撤去を考えている。

(3) 解体作業の際、飛散防止のため水を使用する場合は、その排水が排水路へ流出することを防止し、適切に処理することとする。

(4) 柏木揚水機場は過年度の石綿含有調査により、建材製品中のアスベストの含有が確認されており、壁はレベル1、天井はレベル3相当の対策を考えているが、対策が変更となった場合は監督職員と協議するものとする。

(5) 広渕排水機場は建材製品の製造時期からレベル3相当の対策を考えているが、解体工事実施前に建材製品中のアスベストの含有調査を行い、調査結果により対策が変更となった場合は、監督職員と協議するものとする。

13. 鋼矢板

鋼矢板の打設は油圧圧入引抜機によるものとするが、地質その他の施工条件等により、工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、揚排水機場工事の施工実績を有し、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間で、詳細は特別仕様書による。）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。

(1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。

ア 1級建設機械施工技士の資格を有する者

イ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者

(2) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

(3) 同種工事の施工経験を有する者であること。

(4) 主任技術者又は監理技術者にあつては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがある。

なお、「恒常的な雇用関係」とは見積日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

2. 施工管理

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

- (1) 大型連結ブロック工の施工管理については、「土木工事施工管理基準 7河川及び排水路工事 連節ブロック工」を準用するものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」(※)に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

- (2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」)によるものとする。

第12章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（平成30年7月農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、3次元データを用いた情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

情報化施工技術	適用工種
1. UAV出来形管理技術	土工、排水路、用水送水路
2. TLS出来形管理技術	
3. 出来形管理用TS技術	
4. MC/MG技術	

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の3～7によるものとする。なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

3. 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4. 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他に必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	平成30年度 河南二期(一期)農業水利事業 広渚沼機場基本設計業務 報告書	
2	令和元年度 河南二期(一期)農業水利事業 広渚沼機場実施設計業務 報告書	
3	令和3年度 河南二期農業水利事業 広渚沼積算参考資料作成業務 報告書	
4	工事図面 CADデータ	

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TSを準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

7. 情報化施工技術活用工事の費用

- (1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- (2) 受注者は、発注者からの歩掛見積り等調査について、協力しなければならない。

第13章 条件変更の補足説明

1. 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。
 - (1) 土質状況等により構造及び工法変更が必要となった場合
 - (2) 転石等が出現した場合
 - (3) 湧水量、排水量が増減した場合
 - (4) 地下水（湧水）対策が必要となった場合
 - (5) ボーリング調査が必要となった場合
 - (6) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）が出現した場合
 - (7) 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成及び歩掛調査等を指示した場合
 - (8) 建設発生土受入先との協議により変更が生じた場合
 - (9) 工事用地（借地）の地権者との立会いにより、仮設ヤード造成または借地返還の方法に変更が生じた場合
 - (10) 撤去数量の変更及び新たに撤去物が生じた場合
 - (11) 材料の規格・数量に変更が生じた場合
 - (12) 第4章2に示す関連工事との調整により変更が生じた場合
 - (13) 現場及び周辺地域の湛水防止、湧水のために水替の追加が必要となった場合
 - (14) 騒音・振動調査の変更が必要となった場合
 - (15) 騒音・振動対策の変更が必要となった場合
 - (16) 第三者との協議により変更が生じた場合
 - (17) 敷鉄板の配置、供用日数に変更が生じた場合
 - (18) 関係機関との協議により、濁水処理設備が必要となった場合
 - (19) 石綿含有調査が変更となった場合及び調査結果により石綿対策が変更となった場合
 - (20) 場内整備について変更追加が生じた場合
 - (21) 11号排水路の仮設に変更が生じた場合
 - (22) 遊水池の仮設に変更が生じた場合
 - (23) 借地返還に伴う復旧作業について変更追加が生じた場合
 - (24) その他定めなき事項

第14章 その他

1. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

ア V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減に伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書代18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

ア 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- (ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- (イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- (ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- (オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
- (カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

ア 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないよむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削除しないものとする。

キ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カのVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 入札後契約前 VE 提案

工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前VE管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

3. 電子納品

受注者は、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部
- ・ 工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

4. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう河南二期農業水利事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに河南二期農業水利事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに河南二期農業水利事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）、関係課職員、河南二期農業水利事業所長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

- (5) 建設コンサルタントの出席 上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書工事関係書類様式(様式-42))を記録し、相互に確認するものとする。

7. 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境(トイレ・更衣室)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。なお、トイレは男女別を基本とし、(2)ア(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。
- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、契約変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式(洋風)便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (ス) 擬音装置(機能を含む)
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(ア)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】

(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

9. 週休2日制工事の試行

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。

月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外

としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。
 - 1) 補正係数

	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04
現場管理費 (率分)	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。

週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
構造物取壊し工	機械	1.01
	人力	1.02

10. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である

11. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) 証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 1日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみ適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して精算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

13. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事に対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。

なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日数} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し、設計変更を行うものとする。

$$\text{補正率}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$$

※ 補正係数：1.2

15 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

16 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について契約変更することとする。

資材名	規格	調達地域
仮設材（敷鉄板）	厚22mm	仙台市

17 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- 令和6年9月20日からの大雨注1の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨注1の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和7年度

河南二期農業水利事業
広渕沼旧機場撤去その他工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)遊水地工土工				
掘削		m ³	219.000	
基面整正		m ²	37.400	
切土法面仕上		m ²	114.800	
盛土法面仕上		m ²	62.000	
残土運搬	現場～仮置場	m ³	610.900	
(2)場内整備土工				
床掘り		式	1	
埋戻	(構造物周辺)	式	1	
残土運搬	現場～仮置場	m ³	63.000	
基面整正		m ²	201.000	
(3)排水路土工 (下流部)				
掘削		m ³	715.000	
埋戻	(構造物周辺)	式	1	
埋戻	(4.0m≦B)	式	1	
盛土	(4.0m≦B)	m ³	397.000	
基面整正		m ²	309.000	
切土法面仕上		m ²	274.000	
盛土法面仕上		m ²	313.000	
積込 (土砂)	ダンプトラック積込	m ³	753.000	
土砂等運搬	仮置場～現場	m ³	753.000	
(4)既設水管撤去土工				
床掘		式	1	
埋戻	(1.0m≦B<2.5m)	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
埋戻	(2.5m≦B<4.0m)	式	1	
残土運搬	現場～仮置場	m ³	9.000	
2. 遊水地工				
(1)本体工				
連結ブロックA	t=12cm	m ²	179.000	
連結ブロックB	t=12cm	m ²	35.500	
コンクリート	無筋構造物 (18-8-25BB)	m ³	2.2	
型枠	無筋構造物	式	1	
吸出し防止マット		m ²	244.000	
3. 場内整備工				
(1)本体工				
表層工	再生密粒度アスコン13	m ²	2,910.000	
路盤工	RC-40, t=15cm	m ²	2,910.000	
敷砂利	RC-40, t=20cm	m ²	83.000	
地先境界ブロック	120×120	m	15.100	
U型側溝布設	U-300B L=2.00m	m	326.000	
U型側溝布設	U-300 L=2.00m	m	46.200	
グレーチング蓋設置	U-300用 t-14	枚	47.000	
集水柵設置	縦500×横500×高500	個	7.000	
グレーチング蓋設置	SS製 500×500 T-14	枚	7.000	
集水柵設置	縦600×横600×高600	個	5.000	
グレーチング蓋設置	600×600 T-14	枚	5.000	
格子フェンス設置	H=1.50m B=2.0m	m	175.000	
大型門扉設置	両開H=1.50m B=4.0m	組	3.000	
格子フェンス門扉設置	片開H=1.50m B=1.0m	組	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
4. 排水路工				
(1) 8号排水路工				
大型連結ブロック	1000×1000	m ²	493.000	
大型連結ブロック	500×500	m ²	8.000	
基礎砕石	RC-40、t=15cm	m ²	363	
コンクリート	天端コンクリート (18-8-25BB)	m ³	7.0	
コンクリート	基礎コンクリート (18-8-40BB)	m ³	8.0	
コンクリート	小口コンクリート (18-8-25BB)	m ³	4.0	
コンクリート	無筋構造物 (18-8-25BB)	m ³	45	
コンクリート	無筋構造物 (18-8-25BB)	m ³	7.0	
型枠	小型構造物	式	1	
吸出し防止マット		m ²	564.000	
金網鉄筋	D13	m ²	291.000	
伸縮目地		m ²	8.100	
(2) 6号排水路工				
基礎砕石	RC-40、t=15cm	m ²	11	
コンクリート	均しコンクリート (18-8-25BB)	m ³	0.5	
コンクリート	鉄筋コンクリート (21-12-25BB)	m ³	9.5	
型枠	均しコンクリート	式	1	
型枠	鉄筋構造物	式	1	
鉄筋	SD295, D13	ton	0.486	
足場	手摺先行型枠組	式	1	
支保工		式	1	
(3) 11号排水路工				
ブロック積	練積 控35cm	m ²	142.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
基礎砕石	RC-40, t=15cm	m ²	378	
基礎コンクリートブロック設置	控450用 L=2.00m/個	m	67.000	
コンクリート	小型構造物(18-8-25BB)	m ³	3.3	
コンクリート	無筋構造物(18-8-25BB)	m ³	49	
型枠	小型構造物	式	1	
裏込砕石		m ³	41.000	
金網鉄筋	D13	m ²	321.000	
アンダードレーン	300×400塩ビ有孔管 φ100	m	72.500	
アンダードレーン出口柵		箇所	2.000	
足場	短管傾斜	式	1	
5. 用水送水路工				
(1)撤去工				
6号排水路撤去		m	5.000	
(2)復旧工				
6号排水路復旧	U型側溝 B1000×H2000 (既設利用)	m	5.000	
基礎砕石	RC-40、t=15cm	m ²	6.5	
コンクリート	均しコンクリート(18-8-25BB)	m ³	0.3	
型枠	均しコンクリート	式	1	
表層工	再生密粒度アスコン20 t=5cm(市道部)	m ²	99.000	
路盤工	RC-40 t=15cm(市道部)	m ²	99.000	
ガードレール復旧	C-4E(既設利用)	m	43.400	
6. 撤去工				
(1)既設機場撤去工	柏木揚水機場			
取壊し	無筋Co(地中)	m ³	12.000	
取壊し	鉄筋Co(地中)	m ³	37.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
取壊し	鉄筋Co (地上)	m3	35.000	
産廃処理 (無筋Co)	現場～処分場	m3	12.000	
産廃処理 (有筋Co)	現場～処分場	m3	72.000	
水管橋切断	ガス切断 t=6.0mm	m	5.700	
既設水管橋撤去	φ 600	本	4.000	
産廃処理	無筋	ton	28.900	
産廃処理	有筋	ton	183.000	
(2)8号排水路撤去工				
既設ブロック取壊し	無筋Co (地中部)	m3	114.000	
産廃処理 (無筋Co)	現場～処分場	m3	127.000	
(3)11号排水路撤去工				
既設ブロック取壊し	無筋Co (地中部)	m3	35.000	
産廃処理 (無筋Co)	現場～処分場	m3	35.000	
既設ネットフェンス撤去		m	18.500	
(4)既設管撤去工	撤去工			
As舗装切断	As舗装 t=5cm	m	17.700	
As舗装取壊し	As舗装 t=5cm	m ²	39.000	
産廃処理	As殻	m3	2.000	
ガードレール撤去	Gr-C-4E	m	29.200	
取壊し	鉄筋Co (人力)	m3	4.000	
産廃処理 (有筋Co)	現場～処分場	m3	4.000	
鋼管撤去	φ 600	本	1.000	
鋼管撤去	φ 800	本	1.000	
鋼管切断	ガス切断 t=6.0mm	m	2.700	
発生材運搬	金属くず(現場～仮置場)	ton	1.200	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(5)既設管撤去部復旧工	復旧工			
表層工	再生密粒度アスコン20 t=5cm (県道部)	m ²	39.000	
上層路盤工	再生アスファルト安定処 理材 t=6cm (県道部)	m ²	39.000	
下層路盤工	RC-40、t=37cm (県道部)	m ²	39.000	
ガードレール設置	Gr-C-4E	m	29.200	
コンクリート	鉄筋コンクリート (21- 12-25BB)	m ³	1.8	
コンクリート	小型構造物	m ³	0.3	
型枠	小型構造物	m ²	3.2	
水膨張性止水ゴム	20×10	m	2.700	
鉄筋	SD295, D13	ton	0.010	
(6) 柏木揚水機場機械設備撤去				
横軸斜流ポンプ撤去 φ450		台	1.000	
逆止弁撤去 φ450		台	1.000	
吐出弁撤去 φ450		台	1.000	
電動機撤去30kW		台	1.000	
真空ポンプ撤去 0.75kW		台	1.000	
封水ポンプ撤去 0.75kW		台	1.000	
バタフライ弁 (手動) 撤去 φ450		台	2.000	
渦巻きポンプ撤去 φ750		台	1.000	
電動機撤去 37KW		台	1.000	
天井クレーン撤去チェーンブロック		台	1.000	
フラップ弁撤去 φ1000		台	1.000	
高架水槽撤去		台	1.000	
スクリーン撤去		台	1.000	
ポンプ配管撤去 φ450		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ポンプ配管撤去 φ800		式	1.000	
低圧動力盤撤去		面	1.000	
低圧受電盤撤去		面	2.000	
動力制御盤撤去		面	1.000	
計装盤撤去		面	1.000	
直流電源盤撤去		面	1.000	
テレメータ盤撤去		面	1.000	
現場監視盤撤去		面	1.000	
(7)広渕排水機場機械設備撤去				
横軸軸流ポンプ撤去 φ1100		台	1.000	
電動機撤去 60KW		台	1.000	
減速機撤去 60KW	ダブルヘリカル型	台	1.000	
注水ポンプ (SF-M) 撤去	9m×0.22m ³ /min	台	1.000	
真空ポンプ撤去 5.5kW		台	1.000	
天井クレーン撤去	5t吊り	台	1.000	
フラップ弁撤去 φ1500		台	1.000	
スクリーン撤去		台	1.000	
ポンプ配管撤去 φ110		式	1.000	
ゲート設備撤去	スライドゲート 1.7×1.1	門	1.000	
高圧受電盤撤去		面	1.000	
低圧変圧器盤撤去		面	1.000	
高圧動力盤撤去		面	1.000	
7. 機場工仮設工				
(1)遊水地仮設工				
大型土のう撤去		袋	454.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土砂等運搬		m ³	454.000	
8. 排水路工仮設工				
(1)11号排水路仮設工				
盛土	(1.0m≦B<2.5m)	m ³	5.000	
盛土	(2.5m≦B<4.0m)	m ³	31.000	
盛土撤去		m ³	36.000	
大型土のう製作		袋	89.000	
大型土のう設置		袋	89.000	
大型土のう撤去		袋	89.000	
土のう積 (仕拵え～設置～撤去)		m ³	1.900	
止水シート	設置～撤去	m ²	135.000	
積込	ダンプトラック積込 (土砂)	m ³	91.000	
土砂等運搬	仮置場～現場	m ³	91.000	
土砂等運搬	現場～仮置場	m ³	127.000	
産廃処理 (廃プラ)	土木シート (現場～処分場)	m ³	0.400	
産廃処理 (廃プラ)	土木シート以外 (現場～処分場)	m ³	0.500	
排水ポンプ据付撤去 (小口径)		箇所	2.000	
釜場設置・撤去		箇所	2.000	
排水ポンプ運転管理 (小口径)		箇所	1.000	
(2)11号排水路仮締切工				
鋼矢板圧入・引抜工	鋼矢板Ⅲ型 打込み	枚	102.000	
鋼矢板	賃料、整備費	枚	99.000	
異形鋼矢板A	Ⅲ型 7.5m 169.89°	枚	1.000	
異形鋼矢板B	Ⅲ型 7.5m 173.46°	枚	1.000	
異形鋼矢板C	Ⅲ型 7.5m 193.53°	式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鋼矢板圧入・引抜き	鋼矢板Ⅲ型 引抜き	枚	102.000	
(3)仮設鋼矢板水路				
鋼矢板	賃料、整備費	枚	332.000	
鋼矢板圧入・引抜き	鋼矢板Ⅲ型 引抜き	枚	379.000	
油圧式杭圧入引抜き機据付・解体	引抜き時	回	2.000	
仮設栈橋工		式	1.000	
(4)仮設鋼矢板水路土工				
埋戻	(2.5m≦B<4.0m)	m ³	379.000	
積込	ダンプトラック積込(土砂)	m ³	236.000	
土砂等運搬	仮置場～現場	m ³	236.000	
9. 用水送水路工仮設工				
(1)用水送水路工仮設				
高密度ポリエチレン管撤去		m	45.000	
(2)県道仮廻し	用水送水路工			
盛土撤去		m ³	1,120.000	
土砂等運搬	現場～仮置場	m ³	1,120.000	
10. 撤去工仮設工				
(1)既設管撤去	県道仮廻し			
路床盛土		m ³	220.000	
路肩盛土		m ³	10.000	
盛土法面仕上		m ²	54.000	
表層工	密粒度アスコン20 t=5cm (県道部)	m ²	219.000	
上層路盤工	再生アスファルト安定処 理材 (県道部)	m ²	224.000	
下層路盤工	RC-40、t=37cm (県道部)	m ²	244.000	
盛土撤去		m ³	230.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土砂等運搬	現場～仮置場	m ³	230	
As舗装取壊し		m ²	219.000	
産廃処理	As殻	m ³	11.000	
1 1. 仮設工				
(1) 仮設工 敷き鉄板				
仮設工 敷き鉄板		式	1.000	
1 2. その他				
(1) 運搬費				
共通仮設(積上)				
運搬費				
仮設材輸送	鋼矢板 11号排水路	ton	44.55	
仮設材輸送	鋼矢板 仮設鋼矢板水路	ton	139.44	
仮設材輸送	敷鉄板	ton	222.00	
仮設材輸送費	油圧式杭圧入引抜機、鋼矢板3型用 (圧入時)	台	1	
仮設材輸送費	油圧式杭圧入引抜機、鋼矢板3型用 (引抜時)	台	1	
一括計上価格				
1. 建築工事				
(1) 建築工事				
建築工事		式	1.000	

令和7年度

河南二期農業水利事業

広渕沼旧機場撤去その他工事（建築工事）

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 電気工事				
(1) 外灯設備工事				
照明器具	EXA124-50W	灯	5.000	
外灯基礎	無筋コンクリート 400×400×1,100H	基	5.000	
EM-IE電線	2.0mm 管内	m	12.000	
EM-CEケーブル	5.5mm2-2C FEP内配線	m	169.000	
硬質波付ポリスチレン管	(FEP30)埋設	m	169.000	
プルボックス	SS 200×200×100 Z35	個	2.000	
埋設標識シート	2倍	m	157.000	
土工事 根切り	機械バックホウ0.13m3 電気設備	m3	48.000	
土工事 埋戻し	機械バックホウ0.13m3 電気設備	m3	48.000	
打込式接地棒	14mmφ×1,500	箇所	5.000	
2. 機械設備工事				
(1) 給水設備(屋外)				
水道用ポリエチレン管(PP)	地中埋設 20φ	m	180.000	
水道用ポリ粉体ライニング鋼管(PD)	屋内一般 20A	m	5.000	
止水栓	ボール弁 20A	個	1.000	
弁柵	VC-P	箇所	5.000	
量水器(貸与品)	20m/m 取付費のみ	個	1.000	
量水器柵	MC-1	箇所	1.000	
水抜栓	地下式 20A×600H	個	4.000	
埋設表示シート	150幅	m	180.000	
地下埋設標	鉄製	箇所	8.000	
土工事:根切り	機械バックホウ 0.13m3	m3	45.000	
土工事:搬入土	山砂	m3	23.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土工事:埋戻し	機械 バックホ 0.13m3	m3	22.700	
土工事:発生土処分	場内敷均し	m3	22.700	
3. 柏木揚水機場上屋撤去工事				
(1)外部仕上げ撤去				
屋上防水モルタル		m ²	94.500	
シンダーコンクリート	t=70	m ²	94.500	
均しモルタル	t=20	m ²	94.500	
堅樋	ルーフレンφ100	m	12.000	
レンガ積	t=100	m ²	15.600	
アルミ製ドア	枠見込70	m ²	6.000	
アルミ製窓	枠見込70	m	20.900	
スチールシャッター	枠見込100	m ²	7.500	
透明ガラス	t=4.0	m ²	18.400	
鋼製タラップ	L=6400, 幅0.5m	m ²	3.200	
フェンス	W1800×H1500	m	11.800	
(2)内部仕上げ撤去				
床モルタル	t=30	m ²	94.500	
床シンダーコンクリート	t=170	m ²	94.500	
天井下地 天井 LGS H=550	LGS H=550	m ²	85.000	
岩綿吸音板	天井t=12	m ²	85.000	
壁 岩綿吹付	t=80	m ²	91.100	
天井クレーン5t	手動式チェンブロック付形	m ²	20.000	
電気室天井材 ラワンベニヤ	t=12	m ²	11.300	
電気室内壁材 木ズリ下地 ラスモルタル	金ごてVP	m ²	16.800	
アスベスト含有建材処理	岩綿吹付(内壁)レベル1	m ²	91.100	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
アスベスト含有建材処理	岩綿吸音板(天井材)レベル3	m ²	85.000	
(3)コンクリート躯体撤去				
R C造建物解体	有筋コンクリート	m ³	82.300	
(4)木造躯体解体				
木造内部造作解体		m ²	1.000	
(5)電灯設備撤去				
電線		m	100.000	
タンブラスイッチ	1P 10A	個	3.000	
コンセント	2P 15A×2、4P 20A	個	7.000	
照明器具 1	逆富士型	台	8.000	
照明器具 2	逆富士型	台	1.000	
照明器具 3	壁付け型	台	2.000	
分電盤	L-1	個	1.000	
避雷針	H=500、38φ	箇所	1.000	
アンテナ	H=4.00、150φ	箇所	1.000	
(6)機械設備撤去				
仮設便所撤去	簡易式	組	1.000	
換気扇	700×700	組	2.000	
流し台	1500×600×700	組	1.000	
(7)発生材積込み運搬				
アスベスト含有材積込み運搬		ton	0.700	
有筋コンクリートガラ積込み運搬		ton	199.000	
無筋コンクリートガラ積込み運搬		ton	49.140	
モルタル、ブロックガラ積込み運搬		ton	11.880	
木片セメント板、レンガ等ガラ積込み運搬		ton	2.960	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
木くず積み運搬		ton	0.480	
金属くず積み運搬		ton	5.520	
磁器タイル、ガラス積み運搬		ton	0.180	
プラスチック等積み運搬		ton	0.040	
(8)発生材処分				
アスベスト含処分		ton	0.700	
有筋コンクリートガラ処分		ton	199.000	
無筋コンクリートガラ処分		ton	49.140	
モルタル、ブロックガラ処分		ton	11.880	
木片セメント板、レンガ等ガラ処分		ton	2.960	
木くず処分		ton	0.480	
磁器タイル、ガラス処分		ton	0.180	
プラスチック等処分		ton	0.040	
4. 広渕排水機場上屋撤去工事				
(1)外部仕上げ撤去				
屋根材スレート板	大波板	㎡	89.400	
外壁材スレート波板	大波板	㎡	183.000	
堅樋	vp75 φ	m	22.000	
雨樋	75型	m	23.000	
鋼製ドア	枠見込み100	㎡	11.200	
鋼製窓	枠見込み100	㎡	8.100	
透明ガラス(広渕)	t=4.0	㎡	7.900	
屋根材 カラー鉄板瓦棒葺き		㎡	14.700	
外壁材 木片セメント板		㎡	27.200	
アルミ製ドア		㎡	2.900	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
アルミ製窓		m ²	4.600	
(2)内部仕上げ撤去				
構造用合板	t=12	m ²	8.400	
天井クレーン5t	手動式チェンブロック付形	m ²	10.800	
床畳		m ²	9.700	
床 畳下床板	t=15	m ²	9.700	
木造 ころばし床組	H=200	m ²	9.700	
天井石膏ボード	t=9	m ²	11.300	
壁 石膏ボード	t=9	m ²	11.300	
鉄骨躯体解体	鉄骨造建屋解体	m ²	69.800	
基礎コンクリート	有筋コンクリート	m ³	8.800	
(3)電灯設備撤去				
電線		m	100.000	
タンブラスイッチ	1P 10A	個	2.000	
コンセント	2P 15A ×2 4P20A	個	4.000	
照明器具 1	パイプ吊型	台	4.000	
照明器具 2	壁付型	台	2.000	
照明器具 3	投光器	台	2.000	
分電盤	L-1	面	1.000	
(4)機械設備撤去				
便槽撤去		組	1.000	
浄化槽撤去		組	1.000	
(5)発生材積込み運搬費				
鉄骨材積込み運搬		ton	7.200	
アスベスト含有成形板積込み運搬	スレート波板	ton	3.100	

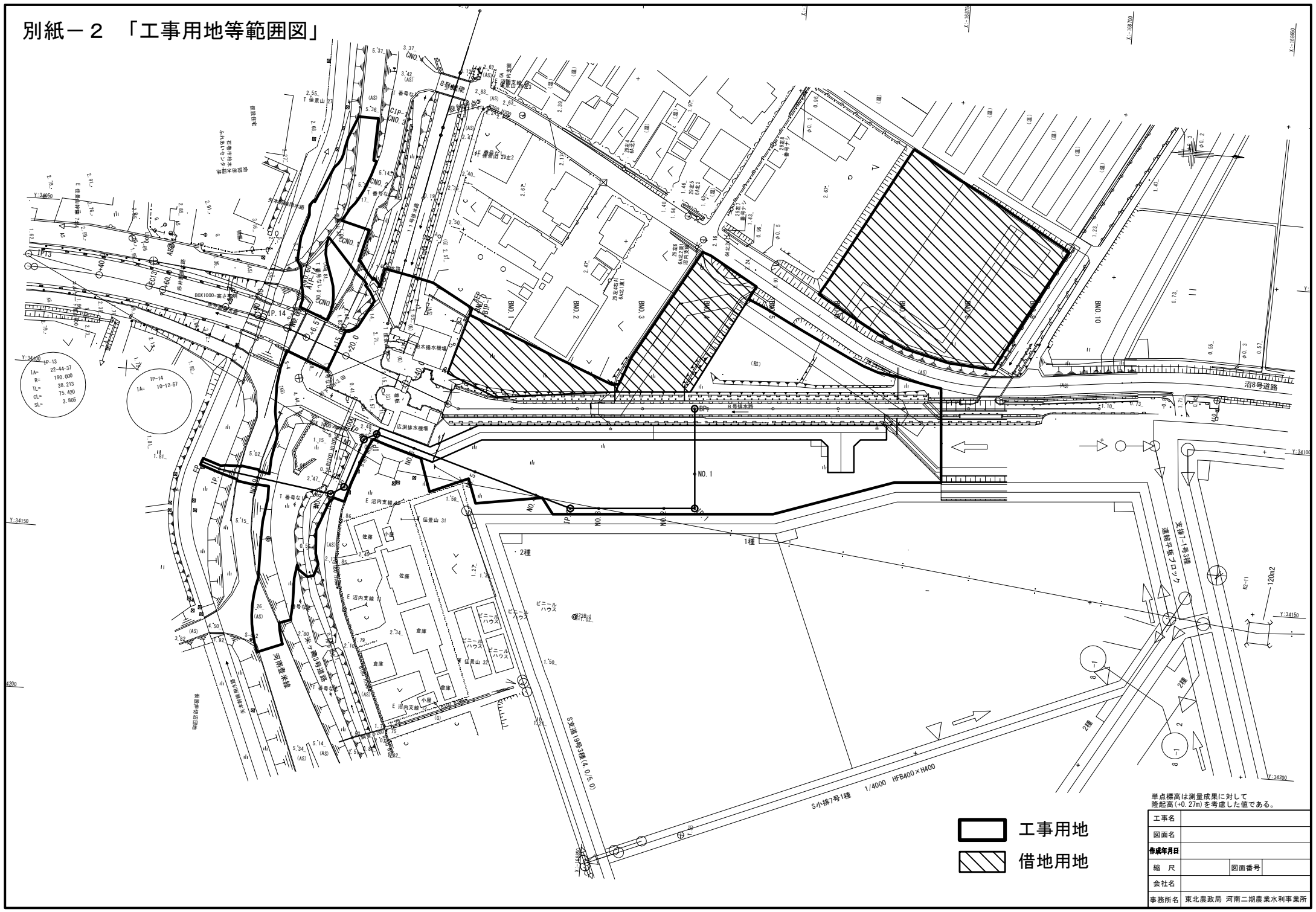
工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鉄筋コンクリートガラ積み運搬		ton	8.820	
木片セメント板、レンガ等ガラ積み運搬		ton	0.580	
木くず積み運搬		ton	2.160	
金属くず積み運搬		ton	1.380	
磁器タイル、ガラス積み運搬		ton	0.080	
畳積み運搬		ton	0.190	
プラスチック等積み運搬		ton	0.100	
石膏ボード 積み運搬		ton	0.140	
(6)発生材処分				
アスベスト含有成形板処分	スレート波板	ton	3.100	
鉄筋コンクリートガラ処分		ton	8.820	
木片セメント板、レンガ等ガラ処分		ton	0.580	
木くず処分		ton	2.160	
磁器タイル、ガラス処分		ton	0.080	
畳処分		ton	0.190	
プラスチック等処分		ton	0.100	
石膏ボード 処分		ton	0.140	
5. 仮設工事費				
(1)仮設工事費	柏木揚水機場			
外部足場 枠組本足場	900枠 500布枠×1枚	m ²	313.000	
安全手すり	枠組本足場用	m	47.000	
防音養生 垂直 防音シート張り	垂直 防音シート張り	m ²	313.000	
内部足場	移動式足場 h=5.4m	m ²	94.500	
脚立足場	階高4m未満	m ²	11.300	
内部足場	石綿除去用足場 クサビ緊結式足場	m ²	190.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)仮設工事	広淵排水機場			
外部足場 枠組本足場	900枠 500布枠×1枚	m ²	336.000	
安全手すり	枠組本足場用	m	45.000	
防音養生	垂直 防音シート張り	m ²	336.000	
内部足場	移動式足場 h=5.4m	m ²	69.800	
脚立足場	階高4m未満	m ²	11.300	
6. その他				

別紙-2 「工事用地等範囲図」



44-13
1A= 22-44-37
R= 190.000
TL= 38.213
CL= 75.420
SL= 3.805

1P-14
1A= 10-12-57

- 工事用地
- 借地用地

単点標高は測量成果に対して
隆起高(+0.27m)を考慮した値である。

工事名	
図面名	
作成年月日	
縮尺	図面番号
会社名	
事務所名	東北農政局 河南二期農業水利事業所

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。